

小山市人事行政の運営等の状況のお知らせ

市の人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆様に、本市職員の任用、給与、勤務条件などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日採用者）

試験区分		受験者	最終合格者	競争率
行政専門職 法 務		1 人	1 人	1 倍
事務職員	一 般 事 務	99 人	17 人	5.8 倍
	一 般 事 務 (経験者対象)	77 人	17 人	4.5 倍
	障がい者対象 (一般事務)	1 人	0 人	—
技術職員	土 木 技 師	8 人	5 人	1.6 倍
	土 木 技 師 (追加募集)	4 人	3 人	1.3 倍
	電 気 技 師	3 人	2 人	1.5 倍
	電 気 技 師 (経験者対象)	1 人	1 人	1 倍
	化 学 技 師	4 人	0 人	—
	機 械 技 師	2 人	1 人	2 倍
	保 健 師	7 人	4 人	1.8 倍
	保 健 師 (追加募集)	7 人	6 人	1.2 倍
	管理栄養士	6 人	1 人	6 倍
	司 書	8 人	2 人	4 倍
	学 芸 員	2 人	1 人	2 倍
	保 育 士	9 人	5 人	1.8 倍
消 防 職 員		39 人	8 人	4.9 倍
合 計		278 人	74 人	3.8 倍

(2) 昇任の状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

昇任試験及び小山市職員試験委員会における選考により昇任を行っています。

職 名	昇任者数	職 名	昇任者数
参 事	0（0）人	主 任	26（11）人
副参事	3（2）人	主 査	24（11）人
主 幹	24（11）人	業務主任	0（0）人
副主幹	33（10）人		

※ 括弧内は女性職員数です。

※ 消防職は含みません。

(3) 再任用制度及び任期付職員制度の実施状況（令和6年4月1日現在）

本格的な高齢社会に対応するため、職員の長年培った知識・経験を活用するとともに、定年退職から年金支給開始までの間の生活を支える仕組みとして、再任用制度を導入し、働く意欲と能力のある定年退職者等を再雇用しています。

また、厳しい財政状況下において高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するため、平成18年から任期付職員制度を導入し、専門知識や技量を有する者等を一時的、限定的業務に任期を区切り採用しています。さらに、平成24年4月1日から、本市独自の学級編成基準に基づき、複式学級を解消するため、市費負担の任期付教職員を採用し、より充実した教育環境の醸成を図っています。

	職種 \ 区分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合 計
暫定再任用 職員	一 般 行 政 職	10 人	5 人	15 人
	技 能 労 務 職	1 人	19 人	20 人
	消 防 職	0 人	4 人	4 人
	合 計	11 人	28 人	39 人
任期付 職員	一 般 行 政 職	7 人	17 人	24 人
	教 育 職	10 人	0 人	10 人
	合 計	17 人	17 人	34 人
育児休業代替 任期付職員	一 般 行 政 職	9 人	0 人	9 人
	合 計	9 人	0 人	9 人

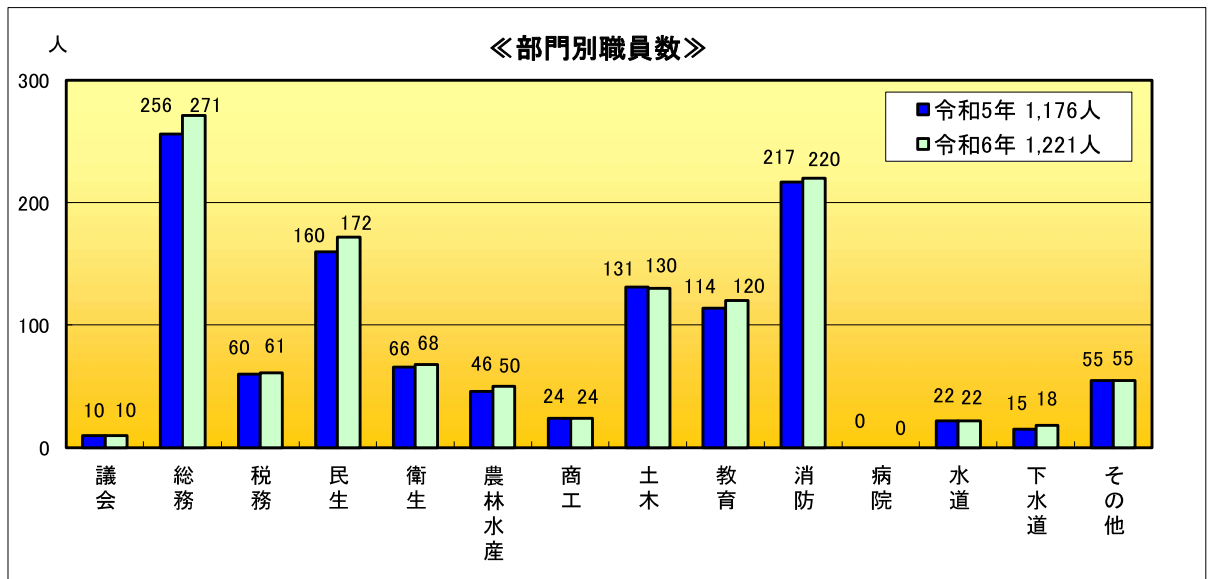
(4) 職員の離職の状況（令和5年度実績）

職種	一般行政職	技能労務職	消防職	小計	警察職	教育職	合計
退職者数	25 人	0 人	6 人	31 人	0 人	4 人	35 人

※ 派遣元への帰任等を含みます。

(5) 定員管理の状況

① 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）



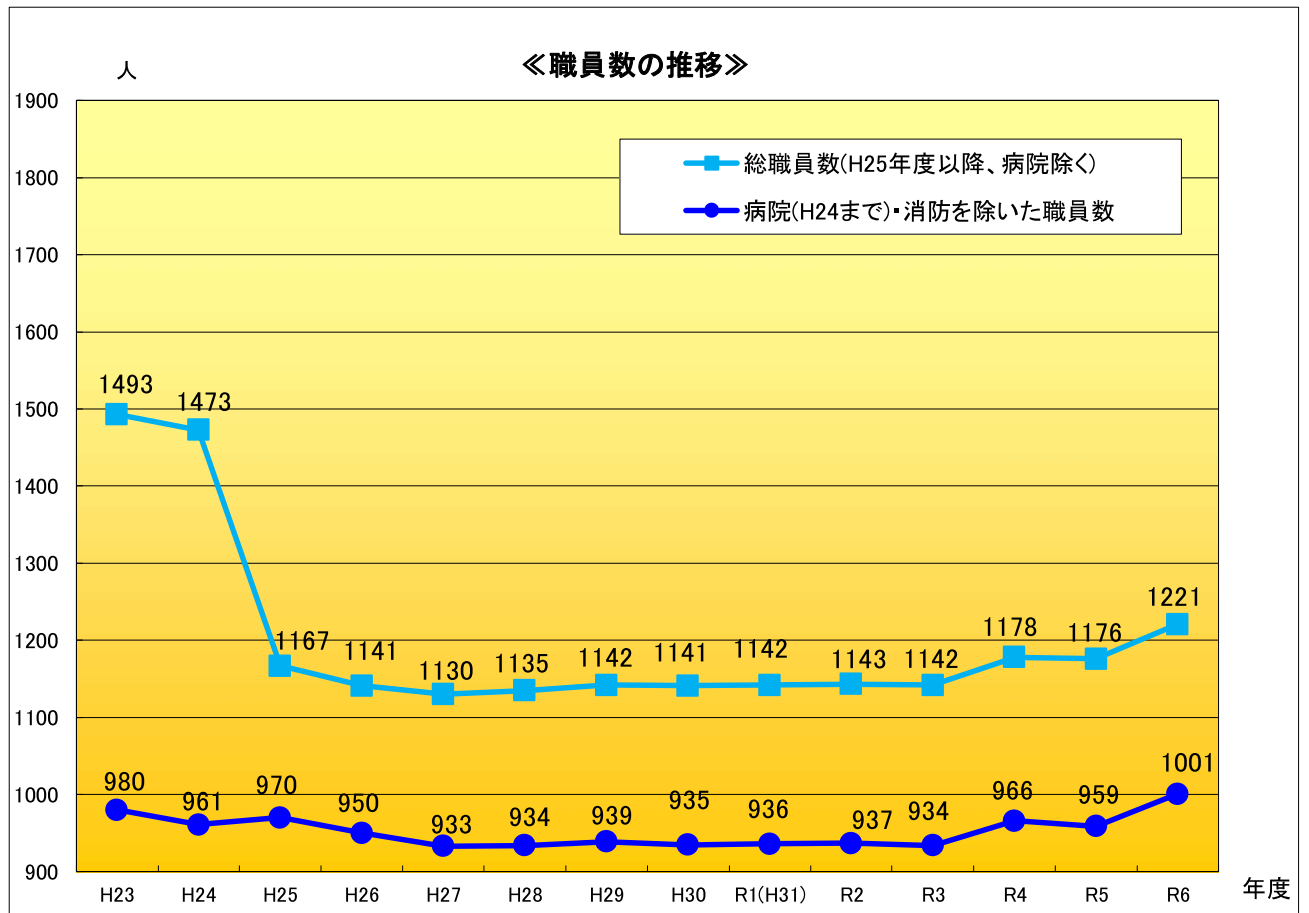
② 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門		職員数		対前年増減数		令和６年度の 主な増減理由
		令和５年	令和６年	令和５年	令和６年	
一般行政部門	議 会	10 人	10 人	0 人	0 人	
	総 務	256 人	271 人	11 人	15 人	業務強化
	税 務	60 人	61 人	0 人	1 人	業務強化
	民 生	160 人	172 人	▲1 人	12 人	業務見直し
	衛 生	66 人	68 人	▲4 人	2 人	業務強化
	農林水産	46 人	50 人	2 人	4 人	業務強化
	商 工	24 人	24 人	3 人	0 人	
	土 木	131 人	130 人	4 人	▲1 人	職員配置見直し
	小 計	753 人	786 人	15 人	33 人	
特別行政部門	教 育	114 人	120 人	▲22 人	6 人	業務強化
	消 防	217 人	220 人	5 人	3 人	業務強化
	小 計	331 人	340 人	▲17 人	9 人	
普通会計		1,084 人	1,126 人	▲2 人	42 人	
公営企業等 会計部門	病 院	0 人	0 人	0 人	0 人	
	水 道	22 人	22 人	6 人	0 人	
	下水道	15 人	18 人	▲6 人	3 人	業務強化
	その他	55 人	55 人	0 人	0 人	
	小 計	92 人	95 人	0 人	3 人	
合 計		1,176 人	1,221 人	▲2 人	45 人	

※ 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

※ 小山市民病院は平成 25 年 4 月 1 日に地方独立行政法人に移行しました。

(6) 職員数の推移 (各年 4 月 1 日現在)



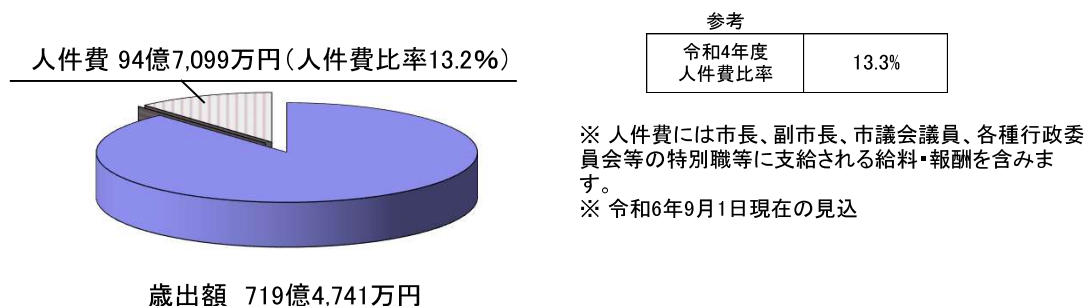
※ 小山市民病院は平成 25 年 4 月 1 日に地方独立行政法人に移行しました。

※ 平成 27 年度以降、法律改正に伴い職員数から教育長を除く取扱いとなっております。

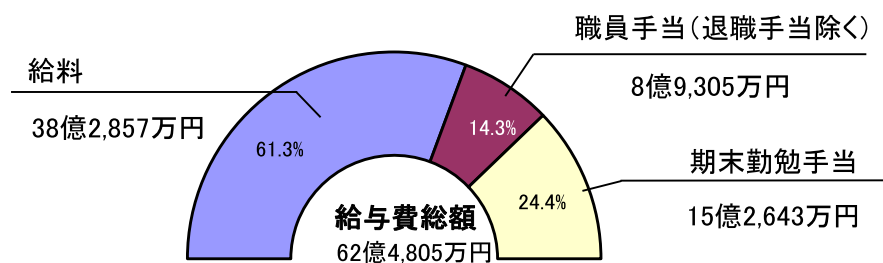
※ 平成 27 年度以降の職員数には、育児休業代替任期付職員を含みます。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算見込)



(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算見込)



※ 令和5年4月1日現在の職員数は、1,206人です。
〔任期付及び再任用の短時間勤務職員66人、会計年度任用職員(フルタイム)56人を含んでいます。〕

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	一般行政職				技能労務職			
	平均給料月額	平均給与月額 〃 国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 〃 国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢
小山市	302,300円	373,941円 334,021円	5,889千円	40.2歳	340,200円	369,670円 357,451円	5,990千円	54.8歳
国	322,487円	- 404,015円	非公表	42.4歳	286,942円	- 329,178円	非公表	51.2歳

※1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

※2 「平均給与月額 国ベース」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※3 「年収ベース」は、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

(4) 職員の初任給等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		小 山 市	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	150,800 円	—

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（各年4月1日現在）

区分		経験年数 7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職 (令和5年)	大学卒	236,200 円	273,000 円	326,700 円	366,300 円
	高校卒	—	—	—	—
一般行政職 (令和6年)	大学卒	244,100 円	275,200 円	329,500 円	366,600 円
	高校卒	—	248,700 円	—	—

(6) ラスパイレス指数（国家公務員を100）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	小山市	99.8	99.4	99.0	98.9	98.4	97.7
	県内市平均	100.1	99.9	99.7	99.5	99.3	99.1

(7) 一般行政職の級別職員の状況等

① 級別職員の状況（令和6年4月1日現在）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容		主事・技師等		主査・主任		係長	課長・所長		部長等	—
職員数		86 人	182 人	140 人	80 人	129 人	84 人	16 人	11 人	728 人
構成比		11.8%	25.1%	19.2%	11.0%	17.7%	11.5%	2.2%	1.5%	100.0%
参考	前年の職員数	93 人	169 人	127 人	87 人	130 人	64 人	12 人	12 人	694 人
	前年の構成比	13.4%	24.5%	18.3%	12.5%	18.7%	9.2%	1.7%	1.7%	100.0%

※ 1 小山市給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。

※ 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給 料			報 酬		
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
報酬等月額	1,080,000円	870,000円	730,000円	600,000円	540,000円	510,000円
期末手当	6月期 1.65月、12月期 1.75月、計 3.4月（令和5年度支給割合）					

※ 1 特別職の報酬は、小山市特別職報酬等審議会の答申を受けて定められています。

(9) 職員手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	内容					
扶養手当	(1) 配偶者及び父母等				6,500円	
	(2) 子				10,000円	
ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算						
手住当居	(1) 借家・借間居住者				支給限度額 28,000円	
通勤手当	(1) 交通機関利用者				支給限度額 55,000円	
	(2) 四輪自動車使用者（片道2km以上の通勤者）				3,500円 ～ 31,600円	
	(3) 自転車・バイク使用者（片道2km以上の通勤者）				2,600円 ～ 31,600円	
期末・勤勉手当	(令和5年度支給割合)					
		管理監督職員以外の職員		管理監督職員		
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.200月 (0.675月)	1.000月 (0.475月)	1.000月 (0.575月)	1.200月 (0.575月)	
	12月期	1.250月 (0.700月)	1.050月 (0.500月)	1.050月 (0.600月)	1.250月 (0.600月)	
	計	2.450月 (1.375月)	2.050月 (0.975月)	2.050月 (1.175月)	2.450月 (1.175月)	
	○ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
	※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。					
	退職手当	一般職の退職手当			特別職の退職手当	
			(自己都合)	(応募認定・定年)	職 名	支給率
勤続20年		19.6695 月分	24.586875 月分	市 長	給料月額×在職月数×42÷100	
勤続25年		28.0395 月分	33.27075 月分	副市長	給料月額×在職月数×25÷100	
勤続35年		39.7575 月分	47.709 月分	教育長	給料月額×在職月数×21÷100	
最高限度額		47.709 月分	47.709 月分			
○ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）						
○ 1人当たり平均支給額 4,853千円						
地域手当		支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)	支給実績	職員1人当たり 年間支給額
		小山市	3%	3%	139,687千円	102,410円
	野木町	6%	6%	4,851千円	230,990円	
特殊勤務手当	職員全体に占める支給職員の割合				14.1%	
	支給対象職員1人当たり年間支給額				16,259円	
	手当の種類				11種類	
時間外手当	年間支給総額				360,205千円	
	職員1人当たり年間支給額				288千円	

(10) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

(11) 年次有給休暇の状況（令和5年度実績）

制度概要	1 年度につき 20 日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰り越し可。
平均使用日数	14.8 日

(12) 特別休暇等（令和6年4月1日現在）

種 類		付 与 日 数
公民権行使のための休暇		必要と認められる期間
裁判員、証人等として出頭するための休暇		必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇		必要と認められる期間
ボランティア休暇		5 日以内
結婚休暇		連続する 7 日以内
生理休暇		2 日以内
出生サポート休暇		5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）以内
妊婦の健康診査等のための休暇		妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回 妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回 妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回 産後 1 年までは 1 回とし、必要と認められる期間
妊産婦の休息・補食休暇		適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇		1 日を通じて 1 時間以内
産前休暇		7 週間又は 8 週間以内
産後休暇		8 週間以内
育児時間		1 日 2 回それぞれ 30 分 又は 1 日 1 回 60 分
妻の出産		2 日以内
育児参加休暇		5 日以内
子の看護のための休暇		5 日以内(2 人以上は 10 日)
短期の介護休暇		5 日以内(2 人以上は 10 日)
忌引		親族との続柄に応じ 7 日から 1 日以内
父母の祭日（法要）		1 日以内
夏季休暇		連続する 6 日以内
災害による現住居の滅失等		7 日以内
災害又は交通機関の事故等		必要と認められる期間
災害時における身体の危険回避		必要と認められる期間
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1 年以内
	その他私傷病	90 日以内(市規則で定める負傷、疾病は 180 日)
組合休暇(任命権者が許可する場合)		30 日以内
修学部分休業		1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2 年(特に必要がある場合は 3 年)以内
	国際貢献活動	3 年以内
配偶者同行休業		3 年以内(無給)
高齢者部分休業		1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)

(13) 育児休業等の状況（令和 5 年度実績）

	制度概要	新規取得者数
育児休業	3 歳未満の子を養育する場合に取得できる。子が 3 歳に達するまでの期間内で休業できる（無給）。	40 人 (24 人)
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。勤務時間の始め又は終わりに 1 日を通じて 2 時間以内（取得時間は無給）。	13 人 (1 人)
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。1 週間の勤務時間を 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分にできる（勤務時間数に応じて給料支給）。	2 人 (1 人)

※ 括弧内は男性職員数です。

(14) 介護休暇の状況（令和 5 年度実績）

制度概要	取得者数
要介護者を介護するため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに 3 回まで、通算 6 月の範囲内で取得できる。（無給）	2 人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度実績）

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	1人	20人	0人	21人

(2) 懲戒処分者数（令和5年度実績）

懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

4 職員の服務の状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員の服務の根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

(2) 服務規律確保のためにとった措置の概要（令和5年度実績）

文書により、職員に職務遂行上の法令遵守はもとより、私生活においても市民から信頼される行動を促すとともに、管理監督者による指導の徹底を図り、職員の服務規律の確保に努めました。

(3) 営利企業等の従事の状況（令和5年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1人
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	9人

5 職員の研修及び人事評価の状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図るため職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

(1) 小山市単独研修

時代の変化に対応し、より主体的・効率的に行政運営を行うための知識の習得と能力の向上を目的に実施しました。

(令和5年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新採用職員市単独研修	33人	人事評価評価者研修	142人
新採用職員6カ月研修	40人	技能労務職員研修	11人
法制執務研修	50人	パソコン中級研修(Excel)	10人
中堅職員研修	30人	10月1日付け採用職員研修	18人
法務能力向上研修	28人	通信教育	2人
新任係長級職員研修	24人	交通安全研修(動画配信・全職員対象)	—
新任課長級職員研修	29人		
		合 計	417人

(2) 小山地区職員研修協議会主催研修（小山市・下野市・野木町で構成）

主に係長級以下の職員を対象に、各階層に応じて、職員に必要な知識や技能の修得を目的に実施しました。

(令和5年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新採用職員第1部研修	33人	主査級職員研修	43人
新採用職員第2部研修	33人	政策形成研修	37人
新採用職員フォローアップ研修	31人	折衝交渉研修	20人
初級職員研修	35人	説明力向上研修	24人
公務員倫理研修	39人	リスクマネジメント研修	48人
仕事の効率アップ研修	48人	再任用職員研修	12人
キャリアデザイン研修	46人	管理監督者研修	119人
職員力向上研修	49人		
		合 計	617人

(3) 栃木県市町村振興協会主催研修(県内全市町で構成)

主に係長・主任級の職員を中心に、管理監督者として必要な知識や能力の養成等を目的に実施しました。

(令和5年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
コミュニケーション・カウンセリング講座	3人	SDGs研修	2人
住民との協働講座	1人	行政法講座	1人
メンタルヘルス講座	2人	民法講座	1人
メンタルヘルスケア講座	1人	プレゼンテーション講座	1人
職場リーダー研修	1人	広聴広報力向上講座	2人
課長級マネジメント研修	2人	法務基礎養成講座	40人
政策法務実践講座	1人	接遇レベルアップ講座	63人
クレーム対応力講座	4人	OJT研修	2人
組織内リスク管理講座	2人	情報活用力向上研修	2人
ファシリテーション講座	2人	折衝・交渉研修	1人
パワーハラスメント防止研修	1人	JKET指導者養成研修	1人
タイムマネジメント講座	4人	地方公務員制度指導者養成研修	1人
ダイバーシティ時代の管理職研修	1人	管理者研修	3人
DX研修	1人		
		合 計	146人

(4) 派遣研修

高度な専門的知識を習得し、職場へフィードバックさせることによって、質の高い行政サービスの提供と事務の効率化を図るため、専門的な機関に職員を派遣しました。

(令和5年度実績)

研修機関	研修科目	受講者
自治大学校	第2部課程(公共政策課目、行政経営課目等)	1人
市町村アカデミー	法令実務A(基礎)	2人
	空き家対策の推進	1人
	固定資産税課税事務(家屋)	1人
	固定資産税課税事務(土地)	1人
	ナッジ等を活用した政策イノベーション	1人
	市町村税徴収事務	1人
	住民税課税事務	1人

【(4)派遣研修の続き】

研 修 機 関	研 修 科 目	受講者
全国建設研修センター	WEBー建築設備工事監理<ライブ>	2 人
	官民連携 (PPP/PFI)	2 人
	WEB-官民連携 (PPP/PFI)<ライブ>	1 人
	WEB-都市再開発<ライブ>	1 人
	WEB-建築確認実務 I <ライブ>	1 人
	WEB-建築工事のポイント<ライブ>	1 人
	WEB-公共建築プロジェクトマネジメント	1 人
	WEB-建築基準法(基礎講座)	1 人
	建築工事監理 I	1 人
	河川構造物設計	2 人
	空き家対策	1 人
	WEB-河川整備計画・事業評価<ライブ>	2 人
	WEB-下水道<ライブ>	1 人
	WEB-公共空間デザイン・マネジメント	1 人
	建築工事監理 II	2 人
	WEB-都市計画 II <ライブ>	1 人
日本下水道事業団	経営 オンデマンド研修 決算書作成仕上げの総点検(講義編)	1 人
	計画設計 オンライン研修 下水道入門(官民合同)	1 人
	経営 オンデマンド研修 下水道経営入門(初級)	1 人
	実施設計 設備の改築更新	1 人
	維持管理 オンライン研修 水処理施設の管理指標の活かし方のチェックポイント(官民合同)	1 人
	経営オンデマンド研修 消費税のインボイス制度	1 人
とちぎ建設技術センター	基礎から学ぶ土木工事設計積算(入門編)	7 人
	土木工事設計積算ステップアップ研修(中級編)	6 人
	CAD で発注図面をつくる～CAD 操作(実践編)～	1 人
	道路排水設計	4 人
	BIM 操作実習	3 人
	道路計画全般	1 人

【(4)派遣研修の続き】

研 修 機 関	研 修 科 目	受講者
とちぎ建設技術センター	道路の主要な構造物～道路擁壁とカルバートの設計～	2 人
	電気機械設備工事施工管理のポイント	1 人
	工事検査のポイント	4 人
	舗装技術～製造から設計～	1 人
	舗装技術～維持管理工法～	1 人
	橋梁設計研修	2 人
日本経営協会	新任担当者のための秘書実務	1 人
	公務員の研修をめぐる法律実務(オンライン)	1 人
結城市	デジタル技術を活用した業務改善	1 人
関東地方環境パートナーシップオフィス	地域循環共生圏(ローカルSDGs)に向き合う1Dayトレーニング	3 人
合 計		75 人

(5) その他（自己啓発活動等支援）

職場内研修(OJT)の実施

新採用職員及び異動等による転入者に対し、個々の職位と業務に応じた指導を行うとともに、指導者にとっても業務の再確認ができることから、職場内研修を実施しました。

※ OJT とは、「On The Job Training」の略。先輩職員が後輩職員に対して、業務に必要な知識を職場内で実践しながら伝承する研修手法

通信教育、資格取得の助成

職員の自己啓発意欲を喚起し、能力を高めるとともに、業務の安定と市民サービスの向上に寄与することを目的に通信教育および資格取得の助成を実施しました。

(6) 職員の人事評価の状況

本市では、「人事評価制度」を平成 19 年度から試行導入しており、平成 22 年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっております。

令和 4 年度の評価結果については、令和 5 年度 6 月期及び 12 月期の勤勉手当、1 月期の昇給に反映しました。

6 職員の退職管理の状況

平成 27～令和 5 年度に退職した職員のうち、小山市職員の退職管理に関する条例第 3 条に基づき、再就職の届出があった件数（令和 6 年 4 月 30 日現在）

退職年度	件数
平成 27 年度	3 件
平成 28 年度	8 件
平成 29 年度	0 件
平成 30 年度	2 件
平成 31(令和元)年度	0 件
令和 2 年度	3 件
令和 3 年度	0 件
令和 4 年度	1 件
令和 5 年度	0 件

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の制度及び認定状況（令和5年度実績）

地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	5名 (骨折・捻挫等)
-------------	-------------------------	----------------

(2) 健康診断実施状況（令和5年度実績）

区 分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	520人
人間ドック	30歳以上の職員	668人

(3) 健康管理研修(動画視聴)（令和5年度実績）

区 分	対象者	研修期間
メンタルヘルス研修	全職員	R5.11.1～R6.1.31
ハラスメント防止研修	全職員	R5.12.1～R6.2.29

(4) メンタルヘルス対策事業（令和5年度実績）

区 分	対象者	内 容
ストレス健康相談	全職員	精神科医による相談を月に1回実施 相談件数:10件
カウンセリング相談	全職員	産業カウンセラーによるカウンセリング を年33回実施 相談件数:147件
ストレス調査	全職員	メンタル不調を防止するため、全職員 を対象にストレスチェックを実施、更に 高ストレス職員に対し2次調査を実 施、その結果に応じて医師面接等の事 後フォローを行う

(5) 福利厚生事業

① 法律による制度(地方公務員等共済組合法)

	短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
栃木県市町村 職員共済組合	職員と家族の病気・ケ ガ・出産・死亡・休業・ 災害等への給付	退職・障害または死 亡に対する年金や 一時金の給付	健康の保持増進事業、 宿泊事業、貸付事業、 貯金事業等

② 条例による制度(小山市職員共済会に関する条例)

ア 負担率（令和5年度実績）※小山広域保健衛生組合を除く

掛金(共済会費)	市補助金	負担割合(職員:市)
17,278,999円 (給料月額額の1,000分の4)	12,700,000円	1 : 0.734

イ 市補助金決算額等（令和5年度実績）※小山広域保健衛生組合を除く

補助金決算額	会員数	1人当たりの補助金負担額
12,700,000円	1,210名	10,495円

ウ 事業内容（令和 5 度実績）

i）補助金事業会計（市補助金により運営）

事業項目	内 容	助成単価等	受給者数
保健衛生費	人間ドック・PET 検査・ 脳検査利用助成	自己負担額の 7 割（新小山市民 病院の人間ドックは 9 割）、脳検査 は一律 10,000 円	645 人
福利厚生費	（一財）小山市勤労者共済 サービスセンター特別会員事業 費	特別会員費：年額 4,580 千円 〔職員共済会が加入することで、職員が同セン ターの会員サービスを受けられる。〕	

ii）掛金事業会計（会員の負担する掛金により運営）

事業項目	内 容	1人当たりの給付単価	受給者数
給 付 費	退会給付金	会員年数に応じて支給	41 人
	結婚祝金	3 万円	24 人
	銀婚祝金	2 万円	13 人
	傷病見舞金	1～2 万円（期間に応じて支給）	13 人
	出産祝金	1.5 万円	51 人
	入学祝金	1 万円	75 人
	卒業祝金	1 万円（中学校、義務教育学校を卒業）	36 人
	永年勤続祝	勤続 20 年 2 万円の商品券	10 人
		勤続 30 年 6 万円の商品券	55 人
	死亡弔慰金	1～10 万円（会員との関係に応じて支給）	39 人
	災害見舞金	5～30 万円（災害の程度に応じて支給）	0 人
	調整給付金	5 万円	2 人
福利厚生費	リフレッシュ助成	5 千円（最高限度）助成	1,205 人
	文化・体育クラブ 活動助成	1 団体につき年間 3 万円	13 団体

8 公平委員会の報告関係

令和 5 年度小山市公平委員会の業務の処理状況

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

業 務 内 容	件 数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	※ 1 件
職員からの苦情の処理	0 件

※令和 4 年度の案件について、採決済